

<議決事項>

環境部会の設置について

社会资本整備に関する環境政策について調査審議するため、下記により審議会に環境部会を設置する。

記

1. 社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）第7条第1項の規定により、審議会に環境部会を置く。
2. 環境部会は、社会资本整備に関する環境政策の総合的かつ基本的な考え方について調査審議する。

(参考 1)

社会资本整備審議会組織図



(参考2)

○社会資本整備審議会令（平成12年政令第299号）（抄）

（部会）

第七条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 審議会に置かれる部会に属すべき委員等は、会長が指名する。

3～6 （略）

7 審議会（分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

○社会資本整備審議会運営規則（抄）

（部会）

第九条 審議会又は分科会は、部会を置くことができる。

2 会長（分科会に置かれる部会にあっては分科会長。次項において同じ。）は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

3 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会（分科会に置かれる部会にあっては分科会）の議決とすることができます。

4 （略）